

第106回 甲種防火管理新規講習案内

甲府地区消防本部

1 講習の種類

この講習は、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第8条第1項の規定による防火管理者の資格を取得しようとする者に対し、消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）第3条第1項第1号イの規定により消防長が防火管理者の資格を付与するために行う甲種防火管理講習です。

2 講習の日時及び定員

令和8年11月19日(木)・20日(金) ※2日間の受講が必要です。
午前8時40分から午後4時40分まで（最終日は午後3時50分まで）
定員70名（定員になり次第締め切ります）

3 講習の場所

山梨県甲府市下今井町15番地
甲府市南公民館 1階「大ホール」 Tel055-241-0083

4 受講対象

防火対象物において、防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的、又は監督的な地位にある方であればどなたでも受講できます。

なお、特定防火対象物（例…劇場、映画館、飲食店、店舗、旅館、ホテル、病院、雑居ビルなど）で延べ面積が300平方メートル以上、又は非特定防火対象物（例…共同住宅、学校、工場、事務所、銀行、官公庁など）で延べ面積が500平方メートル以上の防火対象物は、甲種防火管理講習を受講した方でなければ選任できません。

また、これらの面積に満たない防火対象物の防火管理者は、甲種防火管理講習又は乙種防火管理講習のいずれかを受講した方であれば選任できます。

5 受講申請書の受付

(1) 受付日時

令和8年11月2日（月）から同年11月6日（金）まで（祝日除く）
午前10時から午後4時30分まで

(2) 受付場所及び問合せ先

ア 受付場所：甲府市伊勢三丁目8番23号 甲府地区消防本部2階
イ 問合せ先：甲府地区消防本部査察課査察企画係 Tel055-222-1284

6 受講申込

(1) 申請書に必要事項を記載のうえ申し込んでください。

なお、郵送等の受け付けや電話等での受け付けは行っておりませんので、ご注意ください。

(2) 写真（縦3cm×横2.4cmの大きさで6か月以内に撮影した単身、無帽、正面上半身で背景のないもの）が1枚必要となります。写真の裏には、氏名、生年月

日を記載のうえ申請書に貼付してください。

- (3) 窓口へ来られた順に受付を行い、定員に達した段階で受付を終了します。
- (4) 受講者の本人確認のため、受付時に運転免許証など身分が分かるもの（写真、住所、生年月日が記載されているもの）を持参してください。
- (5) 代理の方でも受付できますが、受講者の運転免許証のコピーなど身分が分かるもの（写真、住所、生年月日が記載されているもの）をご準備ください。
- (6) 受講料（5,000 円）の徴収及び領収書の発行並びにテキストの配布は受講 1 日目の受付時に行います。また、受講料は、お釣りのないようお願いします。
講習会を欠席、早退、遅刻をした場合、受講料等は、一切返却いたしません。
- (7) 申請書は甲府地区消防本部査察課及び管内各消防署において配布しているほか、当消防本部のホームページからもダウンロードすることが出来ます。

7 講習科目の一部受講免除

次の資格を有する方は、一部講習科目が免除できますので、資格の免状を添えて申し込んでください。

対象者	受講免除科目
消防設備点検資格者講習を修了し免状の交付を受けている者	防火管理の意義及び制度
自衛消防業務講習修了者	

8 注意事項

- (1) 昼食は各自でご用意ください。
- (2) 既に「防火管理者」を選任して届出がなされている事業所等の場合は、当面受講の必要はありませんが、人事異動等を考慮しこの機会に資格を取得するようにご配慮ください。
- (3) 受講当日は、筆記用具、受講票、印鑑、受講料 5,000 円（1 日目の受付時に徴収します。）を必ず持参してください。
- (4) 遅刻・早退・欠席等のある者には、「修了証」は交付できません。
全課程（2 日間）を受講された方に「修了証」を交付いたします。
- (5) 遅刻欠席の際は甲府地区消防本部査察課（Tel055-222-1284）まで連絡してください。
- (6) 本講習会は、日本語が理解（読み書き、会話）できる方を対象としています。

9 問い合わせ先

甲府地区消防本部 2 階 査察課査察企画係
〒400-0856
甲府市伊勢三丁目 8 番 2 3 号
Tel 055-222-1284 Fax 055-222-7583
ホームページ <http://www.kfd.or.jp/>

10 講習科目・時間

講習時間割表

実施日	科 目	時 間	所要時間(分)
11月19日 (木) (1日目)	受 付	8:40 ~9:10	30
	開 講 式	9:10 ~9:20	10
	防火管理の意義及び制度 【防火管理の重要性、防火管理制度の概要】	9:20 ~11:20	120
	≪ 昼 休 み ≫	11:20 ~12:20	60
	火気取扱いの基本知識と出火防止対策 【火災の基礎知識・火気管理・危険物の安全管理・地震対策】	12:20 ~14:20	120
	休 憩	14:20 ~14:30	10
	施設及び設備の維持管理 【施設・設備の維持管理、点検体制の確立の必要性】	14:30 ~16:30	120
	事 務 連 絡	16:30 ~16:40	10
11月20日 (金) (2日目)	受 付	8:40 ~9:10	30
	自衛消防 【自衛消防活動・自衛消防の組織の編成と大規模な防火対象物における自衛消防組織】	9:10 ~10:10	60
	休 憩	10:10 ~10:20	10
	自衛消防 【消防用設備等の操作要領・教育】	10:20 ~11:20	60
	≪ 昼 休 み ≫	11:20 ~12:20	60
	防火管理の進め方と消防計画 【防火管理の進め方】	12:20 ~13:20	60
	休 憩	13:20 ~13:30	10
	防火管理の進め方と消防計画 【防火管理に係る消防計画】	13:30 ~14:30	60
	休 憩	14:30 ~14:40	10
	効 果 測 定	14:40 ~15:10	30
	休 憩	15:10 ~15:20	10
	事務連絡・修了証の交付・閉講式	15:20 ~15:50	30

第106回 甲 種 防火管理新規講習受講申請書

				※受理番号	
令和 年 月 日					
(あて先)甲府地区広域行政事務組合消防長					
受 講 申 請 者	住 所 (自 宅)	〒 -			
	フリガナ		連絡先(携帯)		
	氏 名		生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成	年 月 日生
	事業所名		領収書宛名		
	所在地				
	職務上の地位 (職 名)				
記入上の注意 1 該当箇所の□にレ印を入れてください。 2 ※の欄は、記入しないでください。			受講料	5,000 円	
			※担当者		

(切り離さないでください)

第106回 甲 種 防火管理新規講習受講票

				※受講番号	
住 所 (自 宅)	〒 -				写 真 タテヨコ 3cm× 2.4cm
フリガナ		生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成	年 月 日生	
氏 名					
講習日	令和8年11月19日(木)・20日(金)「2日間」 両日とも午前8時40分から受付				
講習場所	甲府市南公民館 1階「大ホール」 甲府市下今井町 15 番地 TEL055-241-0083				
※ 確 認 欄					
実施日	入 場	退 場	検印	欠講時間	
1 日目	午前	:	:		
	午後	:	:		
2 日目	午前	:	:		
	午後	:	:		

受講上の注意

- ① 午前、午後とも入場の際に検印を受けてください。
- ② 至急の電話等で退席する場合は、受付で時間を記入し検印を受けてください。
- ③ 最終日の午後の入場時に受付へ提出してください。
- ④ 会場周辺の道路には駐車しないようお願いします。

※個人情報の取扱いにあたっては、「個人情報の保護に関する法律」及び関係法令を遵守し、安全管理の徹底を適切に行い、使用目的以外の利用は致しません。